

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アクロスプラザ杜せきのした その2
名取市「名取市関下土地区画整理事業」地内52街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は、低騒音・低振動型のものを導入されたい。
 - (2) 工事車両等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止を徹底されたい。
 - (3) 駐車場での自動車アイドリング、空ぶかし等や利用客の話し声などによる騒音により近隣の方々に迷惑をかけないように、利用者への指導の徹底、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底されたい。
 - (4) 近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、近隣の生活環境の配慮の観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努められたい。
 - (5) 騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における騒音レベル及び振動レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないように十分な配慮をされたい。
 - (6) 事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生抑制に努められたい。
 - (7) 循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。
 - (8) 名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守されたい。
 - (9) 廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理をされたい。

- (10) ごみの発生，保管，搬出状況把握等を担当する責任者の配置について，配慮されたい。
- (11) 本市では，「名取市環境基本計画」を策定し，市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた，また，協働による取組により，「名取市の良好な環境の保全と創造」を目指しており，貴事業所(店舗)においても，この計画の趣旨を十分尊重し，「事業者としての役割」について積極的に取り組まされたい。また，大規模小売店舗立地法第10条に謳われている周辺地域との生活環境の保持についての適正な配慮の観点から，地域住民(町内会等)と定期的に協議する場を設定されたい。
- (12) 溜まり場にならないよう，トイレ・階段・休憩場所・駐車場の管理の徹底に配慮されたい。
- (13) 各店舗の万引き防止対策について，配慮されたい。
- (14) 飲食店における未成年者の喫煙・飲酒禁止措置の徹底を図られたい。
- (15) 「名取市小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」など関係機関との連携を図り，青少年の非行防止に協力されたい。
- (16) 車両出入口の案内誘導について，看板の設置，交通誘導員の配置等配慮されたい。
- (17) 車両出入口付近へ各方面への案内誘導看板の設置等配慮されたい。
- (18) 出入口3は搬入車兼用となることから，搬入時等来店者車両の通行の妨げにならないよう配慮されたい。
- (19) 出入口4は左折による入車，出車及び右折による入車，出車となり，区画道路については右折車線の設置がないことから交通誘導員の配置等，円滑な誘導及び安全対策について配慮されたい。必要により，複数の交通誘導員の配置等検討されたい。
- (20) 新装開店時，繁忙期等の混雑が予想されるときは車両出入口，駐車場内等に交通誘導員等を配置し，歩行者の安全確保及び来店者車両等の円滑な誘導に配慮されたい。
- (21) 車両出入口付近における歩行者，自転車との接触事故等防止のため交通誘導員の配置や視界が遮られるような工作物の設置について留意され，必要によりカーブミラー等の安全施設の整備等対応されたい。
- (22) 歩行者の視界確保に配慮されたい。
- (23) 来店者車両が周辺地区の生活道路に進入し，騒音，路上駐車等発生しないよう留意されたい。
- (24) 盗難防止機器等による万引き防止対策について配慮されたい。
- (25) 駐車場等出入口の施錠等を徹底し，夜間における青少年等のたまり場とならないよう適切な防犯対策に配慮されたい。
- (26) 多数の来客者の駐車自家用車に車上荒らし等発生しないよう，駐車向き，照明の明るさ等工夫され，駐車場における死角が生じないよう配慮されたい。
- (27) 警備員等による駐車場内，施設内の巡回パトロール実施等配慮されたい。
- (28) 新装開店時に悪質商法(SF商法)による被害等発生防止のため，新聞折込み，

チラシ等による防犯啓発記事の掲載について配慮されたい。

4 地域住民等の意見の概要

名取市商工会の意見

- (1) 「アクロスプラザ杜せきのした その2」は名取市関下土地区画整理事業地内52街区に配置されているが、ここは準住居地域であり、隣接する当土地区画整理事業地内51街区に「アクロスプラザ杜せきのした その1」が配置され、街区境界が歩行者専用通路で、両街区を歩行者が自由に往来でき、両商業施設は一体の施設計画である。当該商業施設の必要駐車台数(145台)は、52街区の店舗面積4,140㎡が前提であるが、51街区が同一敷地と考えられるので、51街区の店舗面積4,313㎡を加えた7,453㎡で算出すべきである。
- (2) 届出による必要駐車台数は、当該商業施設(52街区)が145台、「その1」(51街区)が216台、合計すると361台であるが、合計店舗面積で算出すると481台で、121台が不足することになる。当該商業施設は、都市計画道路「大手町下増田線」の沿道に計画されているが、アクセス鉄道「杜せきのした駅」駅前の大型商業施設「イオンモール・エアリ」と「美田園駅」駅前の複数の商業施設などの往来車両で交通量が多く、土・日祭日には渋滞が発生しているので、当該商業施設の立地による交通渋滞を回避するため、必要駐車台数を合計店舗面積による481台とすべきである。
- (3) 当該商業施設の必要駐車台数には、従業員・業務用等の駐車台数が含まれておらず、別途対応となっているが、駐車場の場所と駐車台数を事前に確定し、従業員等が来客用の駐車台数を実質減少させることがないようにすべきである。
- (4) 当該商業施設の駐車場の「出入口3」は、交通量が多く、土・日祭日には交通渋滞が発生している幹線道路「大手町下増田線」の沿道に計画されているが、当該商業施設の開設による一層の交通渋滞が予想されるので、当該商業施設の敷地の一部をセットバックし、渋滞回避のため引込み車線を設けるべきである。
- (5) 当該商業施設の「搬入専用出入口」は、「区画道路」に計画する「出入口4」に近接して計画されており、「出入口4」に出入する車輛と搬入する車輛で渋滞と混乱が予想されるので、「搬入専用出入口」には、搬入時に誘導員を配置するとともに、出入を知らせる信号灯を設置すべきである。
- (6) 当該商業施設の駐車場の「出入口3」および「出入口4」の場合、いずれも来店および退店車両の出入が計画され、アクセス道路の交通渋滞と混乱が予想されるので、渋滞等を回避するため必ず車両誘導員を配置し、適切に誘導すべきである。
- (7) 当該商業施設の駐車場の「出入口3」と「出入口4」の場合、車両通路が駐車場を南北に貫通しており、通り抜けの車両が進入することが予想され、駐車場内における混乱と歩行者等の事故が発生するので、通り抜けができないような対策が必要である。
- (8) 「アクロスプラザ杜せきのした その2」の駐車場の「出入口4」が計画される区画道路には当該商業施設側に歩道がなく、本来建物側にあるべき歩道が、道

路向い側に歩行者専用路が計画されており、沿道には外に「搬入者専用出入口」、更に51街区に「出入口2」と「搬入者専用出入口」が計画され、「出入口4」及び「出入口2」の場合、歩行者の出入通路が設けられている。歩行者の往来と出入の安全のため、当該商業施設側に歩行者専用路を設けるべきである。

- (9) 当該商業施設の駐車場の「出入口3」が計画される「大手町下増田線」の歩道及び「出入口4」の「区画道路」は、買物客の外、一般の通行客、徒歩および自転車の往来があるので、交通誘導員を配置し、往来客の安全確保に当るべきである。
- (10) 「アクロスプラザ杜せきのした その2」の荷捌き時間帯が「午前6時00分から午後9時00分」であるが、当該商業施設の敷地を含めて周辺が閑静な居住環境が求められる住居系の用途地域であるので、地域住民への早朝の搬入車両の往来やアイドリングなどの騒音の影響を回避するために「午前7時00分から午後9時00分」とすべきである。
- (11) 当該商業施設の場合、駐車場利用時間帯以降に青少年や暴走族等が駐車場に進入し騒音の発生源になり、また青少年犯罪を惹起することが予想されるので、利用時間帯以降は駐車場出入口に施錠し、また警備員が深夜・早朝時に巡回すべきである。なお、深夜営業する飲食店等の駐車場については、小売業の駐車場と区分して対応し、飲食店の営業終了以降は施錠すべきである。
- (12) 当該商業施設の周辺地域が住居系の用途地域であり、未成年の青少年の来店が予想されるので、トイレや休憩施設等の配置においては死角にならないように配慮し、また警備員の常時巡回を徹底し、青少年の喫煙等の非行や万引き等の犯罪防止に努めるべきである。
- (13) 「アクロスプラザ杜せきのした その2」の計画では、C棟が飲食店であるが、飲食店の廃棄物、特に生ゴミ等の処分においては、名取市の条例または指導に従い適切に対応すべきである。
- (14) 「アクロスプラザ杜せきのした その2」は、観光客等の旅行者が利用する空港アクセス鉄道の高架に隣接して計画されているので、商業施設の外観及びファサード、看板等の形態・デザイン・色彩等においては、東北観光や臨空都市名取のイメージを損なわないように十分配慮し、臨空ゲートタウンに相応しいものとする。
- (15) 当該商業施設の背後地は閑静な居住環境が求められる住居系の用途地域であるので、駐車場等の屋外灯、看板、車両のライト等の照明が夜間の睡眠等の妨げにならないように注意が必要である。
- (16) 当該商業施設が計画される地域は、土地区画整理事業で整備された地区で、自然環境、特に緑に乏しいので、敷地に植栽等を行い緑化に努めるべきである。
- (17) 「アクロスプラザ杜せきのした その2」が計画される名取市では、中心市街地活性化に取り組んでいるので、当該商業施設の配置及び運営、販売促進において、建物設置者の社会的責任において、影響が及ばないように配慮すると共に、中心市街地の街づくりや活性化事業に積極的に協力すべきである。

(19) 当該商業施設の撤退や大幅変更は、周辺的生活環境やまちづくりに影響を与えるので、当該商業施設の設置者及び商業者の社会的責任において、事前に地元住民や関係機関と連絡・協議すべきで、とくに店舗閉鎖においては、店舗の原状回復を図るべきである。

(20) 当該商業施設の建物設置者及び商業者（テナント）は、地域と密着・連携を図るため、地域唯一の経済総合団体である「名取市商工会」に加入すると共に、地域の街づくりやイベント・催事等に参加・協力し、また周辺的生活環境を保持するため、開店後、地元住民や商工会を含む関係機関と定期的に協議する機会を設けるべきである。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成20年7月18日から平成20年8月18日まで（ただし、閉庁日を除く。）